請願　第１８号
受付　令和８年１１月２０日

議会広報の充実を求める請願

紹介議員　　佐野　太一

・請願趣旨

取手市議会では、これまでタブレット端末の導入や電子表決、インターネットによる情報発信など、議会のＩＣＴ化を進めてきました。これらは、議会運営の効率化や情報公開を進める上で意義のある取り組みです。一方、市議会だより「ひびき」は、かつて新聞折り込み等によって広く市民に届けられていましたが、財政上の理由等から紙媒体による配布が縮小され、現在はインターネットによる情報発信が中心となっています。

しかし、市民のすべてが市議会のホームページやＳＮＳを日常的に利用しているわけではありません。高齢者や障がいのある方など、デジタル機器の利用が難しい方もおり、デジタルデバイドによる情報格差を防ぐ観点からも、紙媒体による情報提供は重要です。また、紙媒体には、普段議会にあまり関心を持っていない市民にも、議会で何が議論され、議員がどのような活動をしているのかを知ってもらうきっかけをつくる役割があります。

議会改革は、議会内部のデジタル化や効率化だけではなく、市民に議会活動を分かりやすく伝え、市民と議会との距離を縮めることも重要です。

紙媒体による配布が縮小された当時と比べ、社会情勢や財政状況、情報を取り巻く環境も変化しています。こうした変化を踏まえ、議会広報についても改めてそのあり方を検討し、充実を図る必要があると考えます。

紙媒体とデジタル媒体にはそれぞれの利点があります。両者を相互に補完し、より多くの市民に議会情報を届けることが、市民に開かれた議会につながるものと考えます。

よって、市議会だより「ひびき」の紙媒体による発行を継続するとともに、より多くの市民に議会情報が届くよう、議会広報の充実を求めます。

・請願事項

１　市議会だより「ひびき」について、紙媒体による発行を継続するとともに、市民が議会活動を理解し判断するために必要な情報を掲載するなど、内容の充実を図ること。

２　新聞折り込み、全戸配布、広報とりでとの同時配布その他の方法について費用対効果を検証し、より多くの市民に議会報が届く配布方法を検討すること。

３　紙媒体とホームページ、ＳＮＳ等のデジタル媒体を相互に補完して活用し、年齢や情報通信環境にかかわらず、市民が議会情報を得られる広報体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和８年１１月２０日

請願者代表
住所　取手市新町１－８－５
氏名　結城　繁　ほか25人

取手市議会議長　殿